

## フィリップス 一般購買条件 (2026 年 1 月版)

### 1. 定義

本文書における用語の定義は以下のとおりとする。

- 「関連会社」とは、フィリップスまたはサプライヤーが、直接または間接的に、(i)所有もしくは支配している法的実体、(ii)所有もしくは支配されている法的実体、または(iii)当該当事者を所有もしくは支配する法的実体によって所有もしくは支配されている会社、事務所、または法的実体をいう。ただし、かかる法的実体は、当該所有または支配が存続する期間に限り、関連会社とみなされるものとする。本定義の目的において、発行済議決権株式の 50%超が所有されている場合、または当該支配実体が当該法的実体の事業活動を指揮する能力、もしくは取締役の過半数を選任する能力を有する場合、その実体は支配されているものとする。
- 「本契約」とは、第 2.1 項の規定に従って成立した拘束力のある合意を意味する。
- 「適用あるデータ保護法」とは、本契約に基づくパーソナルデータの処理に関連するすべての適用法令を意味する。
- 「良き商慣行」とは、本製品または本サービス類似の製品またはサービスを提供する一流の専門サプライヤーが用いる、技能、配慮、慎重さ、用心深さ、およびテクノロジー、技術、手法の基準をいう。
- 「本製品」とは、有体物・無体物のいずれを問わず製品および関連文書を含む梱包品一式を意味し、ソフトウェアもこれに含まれる。
- 「知的財産権」（または「IPR」）とは、特許、実用新案証、実用新案、意匠権、著作権、データベース権、営業秘密、法律により情報に与えられる保護、半導体集積回路の回路配置利用権、ならびに前述のいずれかに関するすべての登録、出願、更新、延長、結合、分割、継続、もしくは再発行、またはその他の方法で管轄区域の法律、二国間もしくは多国間条約体制の下で発生し、もしくは強制力を持つ権利を意味する。
- 「国際取引データ」とは、フィリップスのクロスボーダー取引（適用ある場合は、国際連合、欧州連合、および/またはアメリカ合衆国が輸出管理および制裁規制を発出している国を含む可能性がある）に関するすべてのデータをいう。
- 「パーソナルデータ」とは、識別された、または識別可能な個人に関するすべての情報をいう。
- 「フィリップス」とは、フィリップスの注文において特定された購入主体で、コニンクレッカ フィリップス エヌ ヴェ (Koninklijke Philips N.V.) の関連会社をいう。該当する場合はフィリップスの他の関連会社も含まれる。

- ・ 「フィリップス情報」とは、その形式を問わず、フィリップスおよびその関連会社の事業または運営に関するすべての情報をいう。これには、サプライヤーが本契約を履行するにあたってアクセスした、またはサプライヤー（のITシステム）によって生成された、もしくはサプライヤーが本サービスを提供するにあたってアクセスした、製品、テクノロジー、IT業務、知的財産権、ノウハウ、財務情報、顧客データ、パーソナルデータ、ならびにデータ、結果、材料、データ構造、および文書が含まれるが、これらに限定されない。
- ・ 「処理」とは、作成、アクセス、収集、記録、整理、保管、読み込み、使用、適応もしくは変更、検索、相談、表示、使用、開示、普及またはその他の利用可能な状態にすること、整列または組み合わせ、ブロック、消去または破壊など、自動化されているかどうかにかかわらず、パーソナルデータに対して行われるあらゆる操作または一連の操作をいう（以下、動詞として「処理する」ともいう）。
- ・ 「オープン・ソース・ソフトウェア」とは、(1) ソフトウェアの使用、修正および/もしくは頒布の条件として、当該ソフトウェアが(i) ソースコード形式で開示もしくは頒布されること、(ii) 派生物作成のためにライセンスされること、(iii) 強制力のある知的財産権による制限を受けることなく再頒布できることを要求するソフトウェア、および/または(2) 前記(1)に規定されるソフトウェアから派生し、もしくは静的または動的にそれにリンクしているソフトウェアをいう。
- ・ 「本サービス」とは、本契約に基づきサプライヤーがフィリップスのために提供する本サービスをいう。
- ・ 「サプライヤー」とは、本契約を締結した各個人または法人をいう。
- ・ 「製作物」とは、本契約に基づく本サービスの履行において、サプライヤー、その従業員または代理人がフィリップスのために作成または取得した、すべての成果物（将来の成果物を含む）、その他のデータ、報告書、著作物、発明、ノウハウ、ソフトウェア、改良物、意匠、器具、装置、慣行、プロセス、手法、草案、プロトタイプ、製品、およびその他の製作物またはその製作中の中間バージョンをいう。

## 2. 本契約の成立

2.1. 本一般購買条件は、フィリップスが発行した関連する注文書と共に、フィリップスがサプライヤーから本製品および/または本サービスを購入する際の条件を規定するものである。サプライヤーが、注文請書の発行、本製品の納入、または本サービスの提供開始のいずれかによってフィリップスの申し込みを承諾した時点で、拘束力のある契約が成立する。本契約の諸条件は、本書の表面および裏面に記載される本一般購買条件、関連する注文書、ならびに添付文書に限定される。フィリップス

は、サプライヤーによるいかなる修正、変更、または追加の提案にも同意しない。本契約の変更は、フィリップスの書面による同意を得ない限り、一切認められない。サプライヤーは、いかなる書面やその他の表明によっても、本契約を変更、追加、またはその他の効力を発生させることはできない。

2.2. フィリップスは、サプライヤーの一般販売条件をここに明示的に拒絶し、当該条件、およびサプライヤーの提案書、見積書、価格表、注文請書、請求書、納品書等に記載されたその他の条件や規定に拘束されないものとする。履行の経過、取引の経緯、および取引慣行を理由として本一般購買条件を変更することはできない。

2.3. フィリップスの発注に対し、請書を作成・発行するため、その他、申し込みに対する承諾の準備および提出においてサプライヤーが負担したすべての費用は、サプライヤーの負担とする。

### 3. 期日の重要性

期日は厳守されなければならない。本契約に記載されるすべての日付は確定的なものである。サプライヤーが納期の遵守または本契約上の他の義務の履行に困難が生じると予想した場合は、サプライヤーは、直ちにフィリップスに対して書面で通知しなければならない。

### 4. 本製品の納入

4.1. 書面による特段の合意がない限り、すべての本製品は **FCA**（指定出発地）にて引き渡されるものとする。ただし、海上輸送の場合は **FOB**（指定出荷港）を適用するものとする（いずれもインコタームズ 2010 の定義に準拠）。なお、最終目的地はフィリップスが決定するものとする。

4.2. 本製品の納入は、適用されるインコタームズに従って完了する。ただし、納入の完了は本製品の検収（Acceptance）を意味するものではない。

4.3. サプライヤーは、フィリップスに本製品を納入する際には、各納品につき、少なくとも (i) 該当する注文番号、(ii) フィリップスの部品番号、(iii) 出荷数量、(iv) Harmonized System コード（統計品目番号）、(v) 原産国、(vi) 純価（ネット価格）、および(vii) 出荷日を明記したパッキングリスト（梱包明細書）を同梱しなければならない。

4.4. サプライヤーは、合意した納入日より前に本製品の全部または一部の納入を行ってはならない。サプライヤーが誤った方法、時期、または数量で納入を行った場合、フィリップスは、本製品の受領を拒絶し、サプライヤーの費用と責任において本製品を返品することができる。フィリップスは、本契約に定める納入日より前に

サプライヤーが支出した本製品の製造、据付、組立等に関連する費用について、一切の責任を負わない。

4.5. サプライヤーおよびその下請業者は、本契約の履行において行われる設計、製造、据付、その他の作業を、良き商慣行に従い、優れた技能と適切な材料を用いて実施しなければならない。

4.6. サプライヤーは、良き商慣行およびフィリップスの仕様に従い、輸送中の損傷を防ぎ、効率的な荷降ろし、出荷、および保管が可能な方法で本製品の梱包、表示、および出荷を行わなければならない。すべての本製品には、フィリップスへの納入物である旨を明確に表示しなければならない。インコタームズの規定にかかるわらず、サプライヤーは、本製品の保管、梱包、および納入前の取り扱いが不適切であったことに起因する損害について責任を負うものとする。フィリップスは、かかる損害について運送業者に損害を請求することは要しない。

## 5. 本製品の変更

サプライヤーは、フィリップスの事前の書面による同意なく、本製品の仕様、設計、製造工程（場所を含む）、材料、部品、または本製品の性能、機械上の型式、適合性、機能、環境適合性、化学的性質、耐用期間、信頼性、品質またはサプライヤーの品質システムに重大な影響を及ぼす変更を一切行ってはならない。

## 6. 検査、試験、および受領拒絶

6.1. フィリップスによる本製品の検査、試験、または支払いは、検収を意味するものではない。また、これらはサプライヤーを本契約上の義務から免責するものではない。

6.2. フィリップスは、いつでも本製品およびその製造工程を検査する権利を有する。検査がサプライヤーの施設で行われる場合、サプライヤーは、フィリップスの関係者の安全を考慮し、合理的な設備と援助を提供しなければならない。

6.3. フィリップスが本製品または本サービスの検収を不合格とした場合、フィリップスは、直ちにこれをサプライヤーに通知する。この場合、本契約第 11 条が適用される。サプライヤーは、通知から 2 週間以内に自らの費用で本製品を回収するか、または、フィリップスの指示に従って速やかに本サービスを提供しなければならない。サプライヤーが期限内に検収不合格とされた本製品を回収しない場合、フィリップスは、サプライヤーの費用で当該本製品をサプライヤーに返送し、またはサプライヤーの事前の同意を得て当該本製品を廃棄することができる。ただし、当該本製品の返送または廃棄により、本契約または法律に基づいてフィリップスが有するその他の権利または救済手段の行使が制限されることはない。当該本製品につい

て、支払済みの代金がある場合、サプライヤーはこれをフィリップスに返還するものとし、フィリップスは、当該本製品または本サービスに関し一切の支払い義務を負わない。

**6.4. サンプル検査によりロットもしくは納入品の一部に本契約に適合しないことが判明した場合、フィリップスは検査を継続せずに、ロット全体または納入品の全部の受領を拒否し返品するか、または全数検査を実施して契約不適合品のみ受領を拒否して返品もしくは値引きして受領し、その検査費用をサプライヤーに請求することができる。**

## **7. 本サービスの提供**

**7.1.** サプライヤーは、適切な材料と十分な技能を有する従業員を用い、相応の技術と注意をもって本サービスを提供するものとする。

**7.2.** サプライヤーは、本サービスに関連して契約したすべての第三者の作為および不作為について責任を負う。

**7.3.** 提供された本サービスは、フィリップスが書面で確認した場合にのみ検収されたものとみなされる。フィリップスが本サービスおよび／または成果物を受諾しない場合は、本契約第 10 条が適用される。フィリップスはかかる拒絶を速やかにサプライヤーに通知するものとし、サプライヤーは、当該通知から 30 日以内に、フィリップスが書面により合理的に要請する必要な修正、追加、および変更を自らの費用負担で実施するものとする。

## **8. 価格および支払い**

**8.1.** 注文書に別段の定めがない限り、適用されるインコタームズに従い、フィリップスに危険が移転する時点で、本製品の所有権はフィリップスに移転する。

**8.2.** 本契約に規定された価格は確定したものであり、サプライヤーは、かかる価格が、種類、品質、数量において同等の本製品または本サービスの対価として、フィリップスと同様の条件にある他の顧客に対して請求する最低価格を上回らないことを保証する。

**8.3.** すべての価格は総額（グロス）表記とし、付加価値税（VAT）、売上税、物品サービス税（GST）、消費税、またはその他同種の税を含まないものとする。本契約に定める取引に対して、適用される付加価値税、売上税、GST、消費税、またはその他同種の税が課される場合、サプライヤーはフィリップスに対して当該税分を請求することができ、フィリップスは提示された価格に加えてこれを支払うものとする。

サプライヤーは、適用される付加価値税、売上税、GST、消費税、またはその他同種の税を適切な（税務）当局に支払う責任を負う。本契約第 4.2 条に従って引渡しが完

了した時点、またはそれ以降（ただし、遅くとも引渡しから 6か月以内）に、サプライヤーは、請求プロセスに関するフィリップスの指示に従い、適用されるすべての法的および財務的要件を満たす電子形式の請求書を発行するものとする。当該請求書には、(i) フィリップスの注文書番号、および(ii) フィリップスが適用される「仕入」税額控除を享受できる旨を明記しなければならない。さらに、サプライヤーは、特定の状況のもとでフィリップスが税額控除を申請することが法律上認められる場合、その旨をフィリップスに対して通知するものとする。

8.4. すべてのライセンス料は価格に含まれる。

8.5. フィリップスが、本製品または本サービスを検収したことを条件として、注文書に別段の定めがない限り、支払いは次の条件によるものとする。

(a) サプライヤーが EU（欧州連合）域内に所在する場合：適正な請求書を受領してから 60 日以内。 (b) サプライヤーが APAC（中東を含むアジア太平洋地域）、LATAM（中南米）、または NAM（北米）に所在する場合：適正な請求書を受領した日の属する月の末日から 95 日以内。 (c) サプライヤーが世界のその他の地域に所在する場合：適正な請求書を受領した日の属する月の末日から 65 日以内。

8.6. サプライヤーが本契約上の義務の履行を怠った場合、フィリップスは、サプライヤーに事前に通知したうえ、サプライヤーへの支払を停止できる。

8.7. サプライヤーは、フィリップスがサプライヤーに対して支払うべきいかなる金額についても、フィリップスの他の関係会社および／またはフィリップスが指定する第三者が、フィリップスに代わって支払う場合があることを認め、これに同意するものとする。サプライヤーは、かかる支払いをフィリップス自身による支払いとして取り扱うものとし、当該関係会社または第三者によって支払われた金額分については、フィリップスのサプライヤーに対する支払義務が自動的に履行され、消滅するものとする。

## 9. サプライヤーによる保証

9.1. サプライヤーはフィリップスに対し、本製品、本サービスおよび／または成果物が以下の事項を満たすことを表明し、保証するものとする。

(a) すべての製品は、目的の用途に合致し、新品かつ商品性を有し、良質であり、設計、材料、構造および製造上のあらゆる欠陥がなく業界水準を満たしていること  
(b) すべての製品は、仕様書、承認済みのサンプル、および本契約に基づくその他すべての要件に厳密に準拠していること

- (c) 本製品が、単独で、またはいかなる組み合わせにおいても、第三者（サプライヤーの従業員および下請業者を含む）の知的財産権（IPR）を侵害せず、かつ将来にわたっても侵害しないこと
- (d) 本製品に関連して必要なすべての有効なライセンスを付随して納入され、それが意図された用途を適切にカバーする範囲であること。さらに、かかるすべてのライセンスは、譲渡およびサブライセンスが可能なものであること。
- (e) すべての本製品の所有権には、いかなる担保権および負担も設定されていないこと
- (f) オープンソースソフトウェアを含まないこと
- (g) すべての適用法規（環境、社会、ガバナンス（ESG）に関する事項を含む）および以下のリンク先にある最新のサプライヤー・サステナビリティ宣言に準拠して設計、製造、および納入されたものであること。<https://www.philips.com/c-dam/corporate/about-phillips/company/suppliers/supplier-sustainability/policies/phillips-supplier-sustainability-declaration.pdf>
- (h) 本製品および本サービスは、適切かつ安全な使用に必要なすべての情報および指示が提供され、添付されていること。これには、フィリップスに供給されるすべての梱包材および構成部品が、以下のリンク先またはサプライヤーの書面による要求に応じて送付される「規制物質リスト（RSL）」に準拠していることを含む  
<http://www.philips.com/shared/global/assets/Sustainability/rsl.pdf>
- サプライヤーは、本製品および本サービスの利用に関連する法律、規則、および規制を遵守するために必要なあらゆる情報をフィリップスに提供するものとする。サプライヤーは、フィリップスの要請があった場合、フィリップスと別段の合意がない限り、BOMcheck（[www.bomcheck.net](http://www.bomcheck.net)）に登録し、RoHS 規則、REACH 要求、およびその他の適用される規制要件を含む物質コンプライアンス宣言を行い、フィリップスの RSL を完全に遵守することに同意する。また、サプライヤーは、BOMcheckからの通知またはその他の連絡による将来の RSL の変更を遵守するものとし、フィリップスと別段の合意がない限り、通知受領後 3 か月以内に更新されたフィリップス RSL を完全に遵守するものとする。フィリップスは、これらの要件を満たさない納入を拒絶することができる。
- (i) すべての本製品には、フィリップスが、安全かつ法令に従って輸送、保管、加工、使用、および廃棄できるよう、その物質の組成および特性に関して詳細に記載した書面が同梱されること

**9.2. 第 9.1 条に定める保証は限定的なものではなく、法律によって定められた保証、サプライヤーの標準保証、またはフィリップスが享受する権利を有するその他の権利もしくは保証を排除するものとみなされてはならない。これらの保証は、本製品の引渡し、検査、受諾、支払い、または再販が行われた後も存続し、フィリップスおよびその顧客に対しても効力が及ぶものとする。**

**9.3 本契約または法律に基づき発生する他のいかなる権利も損なうことなく、第 9.1 条(a)および(b)に定める保証は、第 4.2 条に基づく引渡し日から 36 か月間、または本契約で合意されたその他の期間（以下「保証期間」という）存続するものとする。保証期間内に修理または交換された本製品については、当該本製品の元の保証期間の残存期間、または当該修理・交換品の引渡し日から 12 か月のいずれか長い方の期間、保証されるものとする。**

## **10. 本製品または本サービスの仕様との不一致**

**10.1. 本製品または本サービスに瑕疵（潜在的なものを含む）がある場合、または本契約の目的に適合しない場合、フィリップスは、その旨をサプライヤーに通知するものとする。フィリップスは、本契約または法律に基づき利用可能な他のいかなる権利または救済手段を損なうことなく、その独自の裁量により以下の措置を講じることができる。**

- (a) サプライヤーに対し、義務の履行を請求すること
- (b) 代替の製品の納入またはサービスの提供を請求すること
- (c) サプライヤーに対し、修理による不適合の是正を請求すること
- (d) 契約の解除を宣言すること
- (e) 実際に納入された製品またはサービスの価値に応じて比例的に代金を減額すること。これには、サプライヤーに支払済みの代金の全額返金という結果になる場合も含まれる。

**10.2. サプライヤーは、不適合品の修理、交換および輸送に関するすべての費用を負担するものとし、これに関連してフィリップスが合理的に支出したすべての費用（検査費、取扱費、および保管費を含むがこれらに限定されない）をフィリップスに補填するものとする。**

**10.3. 不適合品に関する危険負担は、当該不適合の通知がなされた日をもってサプライヤーに移転するものとする。**

## **11. 所有权と知的財産権**

**11.1. フィリップスにより、もしくはフィリップスのために提供された、またはフィリップスが費用を負担した、本契約の履行に使用されるすべての機械、工具、図**

面、仕様書、原材料、およびその他すべての資産または材料は、フィリップスの排他的な独占所有物であり続けるものとする。これらはフィリップスの事前の書面による同意なく第三者に提供してはならず、これらに関するすべての情報はフィリップスの機密情報および所有情報とする。

さらに、前述のすべての資産等は、フィリップスからの注文を履行する目的のみに使用され、フィリップスの所有物である旨を明示し、サプライヤーの責任において保管され、安全な貯蔵場所で良好な状態に維持されなければならない。また、必要に応じてサプライヤーの費用負担で交換され、フィリップスの合理的な要請に応じてサプライヤーによる定期的な棚卸し確認の対象となり、フィリップスの要請に応じて速やかに返却されるものとする。書面による特段の明示的な合意がある場合を除き、サプライヤーは本契約に基づく義務を履行するために必要なすべての機械、工具、および原材料を自らの費用で提供することに同意する。

**11.2.** 本製品または本サービスの購入により、フィリップスおよびその関連会社に対し、サプライヤーが直接的または間接的に所有もしくは管理するすべての知的財産権（IPR）に基づき、以下の非独占的ライセンスが授与されるものとする。このライセンスは、取消不能、全世界対象、ロイヤリティフリー（無償）、かつ支払い済みで永続的なものとする。当該ライセンスの範囲は、機械、工具、図面、デザイン、ソフトウェア、デモ、金型、仕様書、または部品を含むがこれらに限定されない本製品または本サービスを、使用、製造、製造委託、組み込み、組み込み委託、マーケティング、販売、リース、ライセンス、配布、および／またはその他の方法で処分する権利を含むものとする。

**11.3.** フィリップスがサプライヤーに提供したサンプル、データ、著作物、材料、ならびに知的財産およびその他の資産に関するすべての権利は、フィリップスに帰属するものとする。成果物に関するあらゆる権利および所有権は、フィリップスの資産となるものとする。サプライヤーは、本条項の規定を履行するために必要または望ましいあらゆる文書を作成・交付し、かつ必要な措置を講じるものとする。

**11.4.** サプライヤーは、フィリップスのサンプル、データ、著作物、材料、商標、ならびに知的財産およびその他の資産について、いかなる権利、所有権、または利益も有しないものとする。また、本製品または本サービスの供給（単独か組み合わせかを問わない）、あるいはフィリップスの商標や商号が記載された梱包材の供給によって、サプライヤーがこれらまたは類似の商標もしくは商号に対する権利または所有権を取得することはないものとする。サプライヤーは、フィリップスの事前の書面による承認なく、製品またはサービスに関連して、いかなる商標、商号、また

はその他の表示も（単独または組み合わせて）使用してはならない。また、フィリップスによって承認された商標、商号、またはその他の表示の使用は、フィリップスの指示に厳密に従い、かつフィリップスが指定した目的のためにのみ行われるものとする。

**11.5.** サプライヤーは、フィリップスの事前の書面による同意なく、プレスリリーク、広告、販売資料、またはその他の方法を問わず、公にフィリップスに言及してはならない。

## 12. 補償

**12.1.** サプライヤーは、以下の事項に関する訴訟、提訴、法的または行政的手続き、主張、要求、損害、判決、費用および経費（逸失利益、間接的損害、付随的損害、派生的損害、および合理的な弁護士費用を含むがこれらに限定されない）について、フィリップス、その関係会社、代理人、従業員、およびフィリップス製品を販売または使用するいかなる者も補償し、損害を与えないものとする。 a) 本製品または本サービスが、単独で、または組み合わせて使用されることにより、第三者の知的財産権（IPR）を侵害しているという第三者からの主張。 b) 本契約に基づく物品の引渡しまたはサービスの履行（引渡し完了前か後かを問わない）に関して、サプライヤー、またはその指示・管理下にある者、もしくはサプライヤーの代理で行動する者の作為、不作為、過失、明示的または默示的保証の違反、本契約の規定の違反、あるいは不注意によって生じた、または生じたと主張される事案。

**12.2.** フィリップスは、かかる主張があった場合、速やかにサプライヤーに書面で通知するものとする。ただし、通知の遅延は、その遅延によってサプライヤーが不利益を被った範囲を除き、本条項に基づくサプライヤーの義務を免除するものではない。サプライヤーは、フィリップスが合理的に必要とするあらゆる協力を提供するものとし、フィリップスの指示がある場合は、サプライヤーの費用負担で当該主張に対して防御（応訴）を行うものとする。

**12.3.** 本契約に基づき供給された本製品または本サービス（単独または組み合わせ）が侵害を構成すると判断された場合、またはその使用が差し止められた場合、サプライヤーはフィリップスの指示に従い、自らの費用で以下のいずれかの措置を講じるものとする。 (a) フィリップスまたは顧客に対し、本製品または本サービスの使用を継続する権利を確保すること。 (b) 当該本製品または本サービスを、同等の機能を有し、かつ権利侵害のないものに交換または修正すること。

**12.4.** サプライヤーが上記に従って使用継続権を確保できず、かつ交換または修正もできない場合、フィリップスは本契約を解除することができる。その際、サプライヤーは、本条に定めるフィリップスへの補償義務を損なうことなく、フィリップスが支払った代金を払い戻すものとする。

### 13. 責任制限

**13.1.** いずれの当事者も、自らの過失から生じる死亡もしくは身体傷害、詐欺、または法律上排除もしくは制限できないあらゆる責任について、その責任を排除または制限しないものとする。

**13.2.** 第 13.1 条に従うことを条件として、フィリップスはいかなる責任法理においても、間接的、付随的、特別、派生的、または懲罰的損害について一切責任を負わないものとする。これらには、利益もしくは収益の損失、ビジネス機会の喪失、イメージの毀損、またはデータの紛失による損害が含まれるが、これらに限定されない。これは、フィリップスがかかる損害の可能性について助言を受けていた場合であっても同様とする。また、いかなる場合においても、フィリップスがサプライヤー、その承継人、または譲受人に対して負う損害賠償額は、本契約に基づく完全な履行に対してサプライヤーに支払われるべき金額から、フィリップスがサプライヤーに支払済みの金額を差し引いた額を超えないものとする。

### 14. コンプライアンス（法令遵守）

サプライヤーは、公正な労働、機会均等、および環境遵守に関するすべての法、規則、規制、および条例を含むがこれらに限定されない、本契約に適用されるすべての法律、規則、規制、および条例を常に遵守するものとする。サプライヤーは、フィリップスが本製品および本サービスを使用するにあたり、適用される法律、規則、および規制を遵守するために必要となるあらゆる情報をフィリップスに提供するものとする。

サプライヤーが米国で事業を行う個人または法人であり、かつ本製品または本サービスが連邦政府の契約または下請契約に基づきフィリップスに販売される場合、連邦法または規制により契約または下請契約への記載が義務付けられているすべての適用される調達規制は、参照により本契約に組み込まれるものとする。さらに、サプライヤーが米国で事業を行う個人または法人である場合、米国連邦規則集（CFR）第 41 卷の第 60-1.4 章、第 60-250.5 章、および第 60-741.5 章に定める平等雇用機会条項は、参照により本契約に組み込まれるものとする

## 15. データの保護とセキュリティ

- 15.1.** フィリップスが自社の目的のために、サービスプロバイダー（サプライヤー）の個人データを処理する場合、フィリップスは <https://www.philips.com/a-w/privacy.html>（随時更新される）で確認可能な「フィリップス・プライバシー通知」に従って当該個人データを処理するものとする。
- 15.2.** サービスプロバイダー（サプライヤー）が、フィリップスに由来する個人データを自社の目的のために処理する場合、サプライヤーは適用されるデータ保護法を遵守するものとする。
- 15.3.** サプライヤーが、フィリップスの代理として、かつフィリップスの指示の下で個人データを処理する場合、当該処理は「データ処理合意書（DPA）」に従うものとする。この DPA は <https://www.philips.com/a-w/about/suppliers/pdps.html> にて確認可能であり、フィリップスにより随時更新される場合がある。

## 16. 情報セキュリティ

- 16.1.** フィリップス情報の所有権は、フィリップスおよびその関係会社に帰属し続けるものとする。サプライヤーは、フィリップス情報を本契約の履行のためのみに、かつフィリップスの指示に従って使用することができる。
- 16.2.** サプライヤーは、本契約に関連するフィリップス情報および資産（あらゆるシステムを含む）を保護するため、自らの組織内においてセキュリティ方針、基準、および手順の実施を開始・管理する情報セキュリティ管理体制を構築するものとする。当該体制は、適正な業界慣行（Good Industry Practices）に従って運用されるものとし、少なくとも、紛失、劣化、改ざん、不正な変更、および不正アクセスに対する保護を含むものとする。サプライヤーは、機密性、完全性、および可用性の原則に基づき、フィリップス情報および資産を保護するものとする。

## 17. 輸出管理規制

- 17.1.** 両当事者は、適用されるすべての国際的および国内的な輸出管理および制裁に関する法令を遵守するものとし、欧州連合（EU）、アメリカ合衆国、またはその他の国もしくは機関が輸出ライセンスやその他の政府承認を必要とする国に対し、事前にかかるライセンスや承認を得ることなく、いかなる情報、製品、ソフトウェア、および／または技術も、直接的または間接的に輸出、再輸出、または移転してはならない。

- 17.2.** 提供されたサービスおよび製品に適用される場合、サプライヤーは、フィリップスによる業務委託に関連してサプライヤーが処理するデータまたはその他の情報が、輸出管理法令に基づく規制対象情報となる可能性があることを認め、当該情報を

これら法令に違反して取り扱わないものとする。サプライヤーは、(a)国際取引データがアメリカ合衆国外のサーバーに保存されること、および(b)国際取引データが保存時および転送時に暗号化されることを確実にするものとする。

17.3. サプライヤーは、供給される製品（関連情報、組み込まれたソフトウェアおよび技術、ならびにホスト型アプリケーションを含む）、成果物、および／またはサービスが、米国規制（EAR：米国輸出管理規則等）の対象であるか、あるいは自国の輸出管理法令の規制対象であるか否かを、書面でフィリップスに通知することに同意する。規制対象である場合、サプライヤーは制限の範囲（適用される輸出管理の管轄権、輸出管理分類番号（ECCN）、輸出ライセンス、および／またはCCATSを含むがこれらに限定されない）をフィリップスに通知するものとする。

17.4. サプライヤーは、適用されるすべての輸出管理法令に基づき必要とされる、すべての国際的および国内的な輸出ライセンスまたは同様の許可を取得するものとし、フィリップスおよびその顧客がかかる法令を遵守するために必要なすべての情報をフィリップスに提供するものとする。

## 18. 関税

18.1. 地域的な自由貿易協定（FTA）、一般特恵関税制度（GSP）、またはその他の特恵措置の適用資格を有するすべての製品について、特恵原産地ステータスを証明するために適切な証拠書類（サプライヤー申告書、特恵原産地証明書／インボイス申告など）を添えて製品を納入することは、サプライヤーの責任とする。

18.2. サプライヤーは、すべての製品（製品自体にスペースがない場合はその容器）に原産国を表示しなければならない。サプライヤーは、製品への表示にあたり、仕向国の税関当局の要件を遵守するものとする。製品が輸入される場合、サプライヤーは、可能な限りフィリップスが輸入者（Importer of Record）となることを認めるものとする。フィリップスが輸入者ではなく、かつサプライヤーが当該製品の関税払い戻し（デューティー・ドローバック）権を取得する場合、サプライヤーはフィリップスの要請に基づき、輸入を証明し、かつ関税払い戻し権をフィリップスに譲渡するため仕向国の税関当局が要求する書類をフィリップスに提供するものとする。

## 19. 不可抗力

サプライヤーが、不可抗力（サプライヤーにとって予見不可能であり、かつその管理を超えた事象）を理由に本契約に基づく義務の履行を妨げられ、かつ当該不可抗力の存在について十分な証拠を提示した場合、当該義務の履行は不可抗力が存続する期間中、停止されるものとする。フィリップスは、不履行の状況から即時解除が正当化される場合、または不可抗力を構成する状況が30日を超えて継続した場合には、サブ

ライヤーへの書面による通知をもって、直ちに本契約を解除する権利を有するものとする。サプライヤーは、フィリップスによる当該解除に関して、いかなる形態の補償も受ける権利を有しない。サプライヤー側の不可抗力には、以下の事項はいかなる場合も含まれないものとする。

(i) 人員不足、(ii) 製造材料またはリソースの不足、(iii) ストライキ、(iv) 公式に宣言されていない流行病（エピデミック）または世界的な流行病（パンデミック）、(v) 第三者委託業者による契約違反、(vi) サプライヤーの財務上の問題、(vii) 供給されるソフトウェアに関し必要なライセンスを確保できること、または(viii) 本製品もしくは本サービスに関連して必要な法的・行政的許可もしくは認可を取得できること。

## 20. 中断および解除

**20.1.** 本契約または法律に基づきフィリップスが利用可能な他のいかなる権利または救済手段を損なうことなく、フィリップスは、以下の事由が生じた場合、その裁量により本契約に基づく自己の義務の履行を全部もしくは一部停止し、またはサプライヤーへの書面による通知をもって本契約の全部もしくは一部の解除を宣言する権利を有するものとする。

- (a) サプライヤーが、自己破産、または倒産、管財人による管理、清算、債権者のための財産譲渡、もしくはこれらに類する手続きに関する自発的な申し立てを行った場合。
- (b) サプライヤーが、破産申し立て、または倒産、管財人による管理、清算、債権者のための財産譲渡、もしくはこれらに類する手続きの対象となった場合。
- (c) サプライヤーが、通常の業務過程における事業を停止し、または停止するおそれがある場合。
- (d) サプライヤーが本契約に基づく義務に違反した場合、またはフィリップスが、その合理的な裁量により、サプライヤーが要求通りに本製品を納入もしくは本サービスを履行できない、あるいは履行しないと判断した場合。
- (e) フィリップスの要請後、サプライヤーが履行に関する適切な保証を提供しなかつた場合。

**20.2.** フィリップスは、少なくとも 10 日前にサプライヤーに書面で通知することにより、自己の都合により本契約を終了させることができる。その場合、フィリップスは本契約の終了日までにサプライヤーが支出した合理的な費用をサプライヤーに払い戻すものとする。

## 21. 機密保持

**21.1.** サプライヤーは、本契約に基づきフィリップスにより、もしくはフィリップスのために提供された情報、またはサプライヤーがフィリップスのために生成したすべての情報を、機密として取り扱うものとする。かかるすべての情報は、サプライヤーによって本契約の目的のためにのみ使用されるものとする。サプライヤーは、善管注意義務と適正な業界慣行（Good Industry Practice）に従ってフィリップスの情報を保護しなければならない。かかるすべての情報はフィリップスの資産であり続けるものとし、サプライヤーはフィリップスの要求に応じて、速やかに当該すべての情報をフィリップスに返却するものとし、その複製を保持してはならない。

**21.2.** サプライヤーは、本契約の存在およびその内容を機密として取り扱うものとする。

## 22. 雜則

**22.1.** サプライヤーは、包括賠償責任保険または商業一般賠償責任保険（製品責任、財物損害、対人賠償責任、およびその他フィリップスが要請するその他の責任を含む）を維持するものとする。フィリップスが別途合意しない限り、本契約に基づく本製品・本サービスの使用、またはサプライヤーの作為・不作為から生じる可能性のある死亡を含む身体障害およびその他の損害に対する請求について、1事故につき最低 250 万ユーロを補償限度額とする。保険証券は、適切に認可された財務能力のある保険会社により発行されるものとする。サプライヤーは、補償の取消しまたは縮小がある場合、少なくとも 30 日前に書面でフィリップスに通知するものとする。フィリップスの要請に基づき、所定の補償内容および限度額を証する保険証明書および保険証券を提出するものとする。

**22.2.** サプライヤーは、本契約に基づき独立した契約者として本製品を提供し、本サービスを履行するものとし、これはフィリップスの代理人として行うものではない。本契約に含まれるいかなる内容も、サプライヤーのフィリップスに対する経済的依存度の如何にかかわらず、当事者間にパートナーシップ、合弁事業、または雇用関係を創設することを意図するものではない。

**22.3.** サプライヤーは、フィリップスの事前の書面による同意なく、本契約に基づく権利または義務を再委託、移転、質入れ、または譲渡してはならない。フィリップスが書面で事前に承認していないかかる再委託、移転、質入れ、または譲渡は無効とし、当該第三者に対しても効力も持たないものとする。

**22.4.** フィリップスに留保された権利および救済手段は累積的なものであり、本契約、法律、または衡平法（equity）に基づき利用可能な他の権利および救済手段に追加されるものである。

**22.5.** サプライヤーは、すべての製品の製造中止について、最終注文日の 12 か月前にフィリップスに書面で通知するものとする。これには、最低限、フィリップスの部品番号、代替品、最終注文日、および最終出荷日を含めるものとする。

**22.6.** フィリップスが本契約の規定を執行しなかったこと、または遅延したことは、当該規定、または本契約の規定を執行するフィリップスの権利を放棄したとはみなされない。当事者間の過去の取引経過や商慣習は、本契約の意味を定義する上で関連を持たない。本契約の条項の放棄、同意、修正、または改定は、フィリップスおよびサプライヤーが署名し、かつ本契約を具体的に参照する書面によらない限り、拘束力を持たない。

**22.7.** 本購買一般条件および本契約のいずれかの規定が、管轄権を有する裁判所、または将来の立法・行政行為によって無効、違法、または執行不能と判断された場合でも、かかる判断は本契約の他の規定の有効性や執行可能性を否定しないものとする。無効、違法、または執行不能と判断された規定は、適用法の下で許容される範囲内で、当該条項の当初の意図を反映した類似の趣旨の規定に差し替えられるものとする。

**22.8.** 本契約の終了または満了後も存続することが（明示的か黙示的かを問わず）意図されているすべての条項は、存続するものとする。これには、サプライヤーによる保証、補償、責任制限、所有権および知的財産、機密保持、プライバシーおよびデータ保護、ならびに輸出管理遵守が含まれるが、これらに限定されない。

**22.9.** 本契約は、適用される場合、注文を行うフィリップス法人が所在する国または州の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

**22.10.** サプライヤーおよびフィリップスは、以下の地の管轄裁判所の専属的管轄権に同意する。*(i)* 注文を行うフィリップス法人が所在する国または州、*(ii)* フィリップスの選択により、注文を受けたサプライヤー法人の所在地、または*(iii)* フィリップスの選択により、仲裁（その場合は第 22.11 条が適用される）。サプライヤーは、裁判管轄または裁判地の選択に異議を唱える権利を放棄する。

**22.11.** 前項に基づきフィリップスが選択した場合、本契約に起因または関連して生じる紛争、論争、または請求（違反、終了、または無効を含む）は、国際商取引所（ICC）の仲裁規則に従って最終的に解決されるものとする。両当事者は、*(i)* 選任機関をフランス・パリの ICC とし、*(ii)* 仲裁人を 3 名とし、*(iii)* 仲裁地をフィリップス法人の所在地、またはフィリップスの選択によりサプライヤー法人の所在地とし、*(iv)* 使用言語を英語とし、*(v)* 適用される実体法を第 22.9 条で定められた法律とすることに同意する。

**22.12.** 国際物品売買契約に関する国際連合条約（ウィーン売買条約）は、本契約には適用されない。

**23. 反社会的勢力の排除**

フィリップスは、サプライヤー及びその代表者、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）及び実質的に経営に関与していると認められる者が次の各号の一に該当すると認められる場合、何らの催告も要さずに、本契約を解除・解約することができる。また、サプライヤーの下請負人、代理・媒介者等（以下「下請負人等」という）が次の各号の一に該当すると認められる場合には、フィリップスはサプライヤーに対し下請負人等との契約の解除その他の必要な措置を求めることができ、サプライヤーが正当な理由なくこれを拒否した場合には、本契約を解除・解約することができる。なお、本条に基づく解除・解約によりサプライヤーに損害が生じたとしても、フィリップスは当該損害について賠償する責任を負わない。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」と総称する）である場合又は反社会的勢力であった場合
- ② 反社会的勢力を利用している場合
- ③ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしている場合
- ④ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している場合